NOSAI北海道の

果樹共済

安心のネットワーク
NOSAI北海道

加入できる くだもの及び 引受方式

加入できるくだものは りんごとぶどう

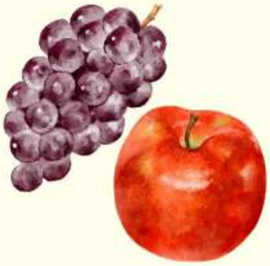

北海道で果樹共済に加入できるくだもの（樹種）は「りんご」と「ぶどう」の２種類です。

また、果樹共済には果実を補償する「収穫共済」と樹体を補償する「樹体共済」があります。

収穫共済における引受方式は以下のとおりです。

引受方式

収穫共済

りんご
- 全相殺減収方式
- 半相殺減収総合（短縮・一般）方式
- 地域インデックス方式

ぶどう
- 災害収入共済方式
- 全相殺減収方式

樹体共済

りんご　ぶどう

引受方式ごとの責任期間（令和６年度）

果樹共済の責任期間は、引受方式によって約１年半の責任期間のもの（花芽の形成期から翌年の収穫期）と約７か月の責任期間のもの（発芽期から当年産の収穫期）の２種類があり、約１年半の責任期間については、加入した年の果実は補償されず、翌年に収穫する果実を補償します。

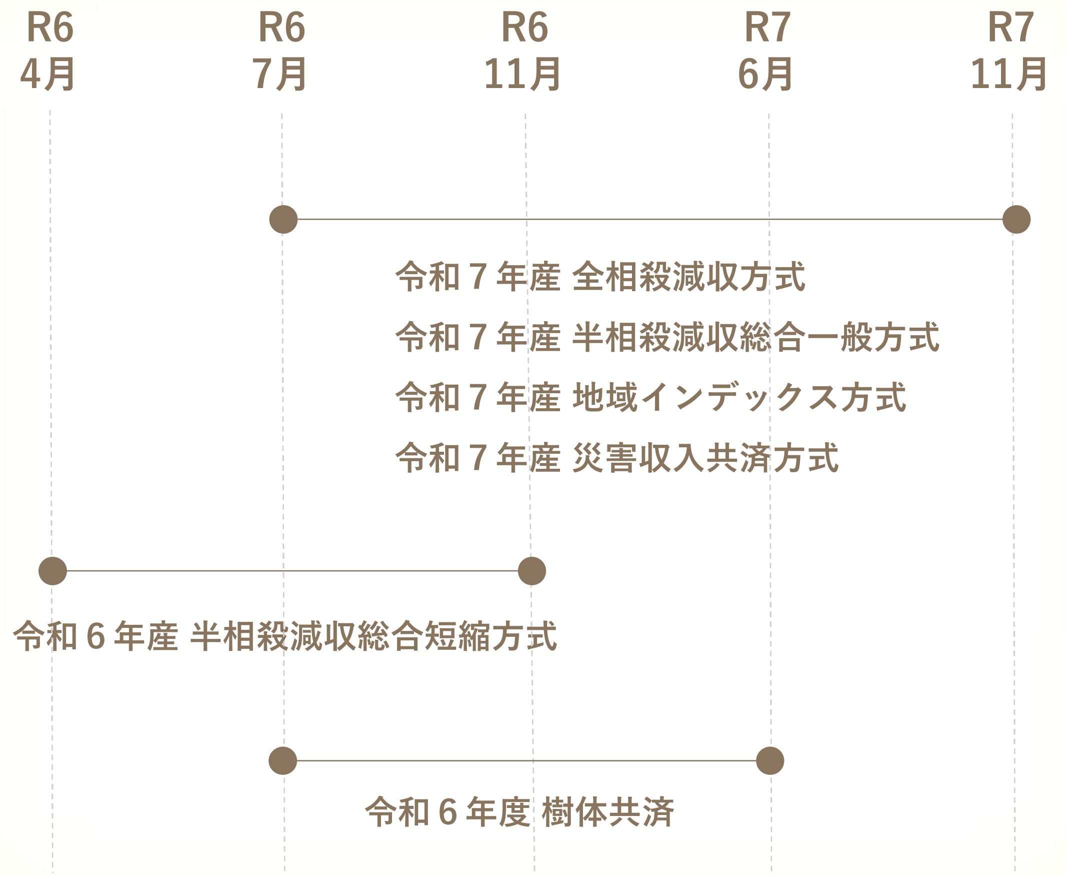

対象となる災害

収穫共済

風水害・ひょう害・干害・寒害・雪害・暖冬害・凍霜害・冷害・冷湿害・雨害湿潤害・雷害・地震の害・噴火の害・地すべりの害・火災・病害・虫害・鳥害・獣害による果実の減収

樹体共済

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・火災・地震噴火による樹木の枯死・流出・埋没・損傷

果樹共済のメニュー

	A 令和６年産の果実を補償（りんご）	B 令和７年産の果実を補償（りんご）		
	半相殺減収総合短縮方式	全相殺減収方式	半相殺減収総合一般方式	地域インデックス方式
今年加入すると	令和６年産果実を補償	令和７年産果実を補償		
補償する期間	発芽期から果実の収穫まで補償（約７ヶ月間）	花芽の形成期から、その花芽に係る果実の収穫期までの約１年半		
支払開始割合（補償限度割合）	３割・４割・５割（７割・６割・５割）	２割・３割・４割（７割・６割・５割）	３割・４割・５割（７割・６割・５割）	１割・２割・３割（９割・８割・７割）
加入要件	類区分ごとに５a以上を栽培している農家	類区分ごとに５a以上を栽培している農家 ※全相殺減収方式加入は過去５か年間及び今後も以下の方法により適正に出荷量もしくは収穫量が確認できる方。 ①出荷団体からの出荷伝票　②青色申告書等資料　③税務申告に係る帳簿		
加入樹齢（令和６年度時点）	丸葉：８年生から 矮台：４年生から	丸葉：７年生から 矮台：３年生から		
共済金支払い	果実の減収量が、基準となる収穫量の３割・４割・５割（支払開始割合）を超えるとき	果実の減収量が基準となる収穫量の ２割・３割・４割（支払開始割合）を超えるとき	果実の減収量が基準となる収穫量の ３割・４割・５割（支払開始割合）を超えるとき	統計収穫量より算出した減収量が基準となる収穫量の１割・２割・３割（支払開始割合）を超えるとき
申込み期間	３月15日～４月１日まで	５月１日～５月15日まで		
掛金納入期限	４月15日	７月１日		
損害査定方法	樹園地にて収穫量を実測で調査	●出荷数量調査 出荷団体からの伝票等による調査 ●青色申告調査 青色申告書等による書類調査 ●白色申告調査 税務申告に係る帳簿による調査	樹園地にて収穫量を実測で調査	農林統計単収による調査 ※上記統計単収を用いて損害査定を行うことから、個人の被害は反映されません。

C 令和７年産 収穫共済（ぶどう）

全相殺減収方式	災害収入共済方式
令和７年産果実を補償	
花芽の形成期から、その花芽に係る果実の収穫期までの約１年半	
２割・３割・４割（７割・６割・５割）	共済限度割合 ８割・７割・６割
類区分ごとに５a以上栽培し、過去５か年間および今後も以下の方法により適正に出荷量もしくは収穫量が確認できる農家（災害収入共済方式は品質又は価格の資料等を含む）。 ①出荷団体からの出荷伝票　②青色申告書等資料　③税務申告に係る帳簿（全相殺減収方式のみ）	
２年生から	
果実の減収量が、基準となる収穫量の２割・３割・４割を超えるとき	当該年産の品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回りかつ、生産金額が基準生産金額を下回ったとき
５月１日～５月15日まで	
７月１日	
●出荷数量調査　出荷団体から伝票等による調査 ●青色申告調査　青色申告書等による書類調査 ●白色申告調査 税務申告に係る帳簿による調査（全相殺減収方式のみ）	

樹体共済（りんご・ぶどう）

収穫共済または
収入保険との
セット加入ＯＫ！

果実の減収量を補償する収穫共済に対し、樹体そのものの損害を共済の対象とする制度です。
樹体の損害を補償する資産共済であることから、補償対象が異なる収穫共済または収入保険と重複して加入することができます。

補償する期間	７月２日から１年間
加入面積要件	５ａ以上の農家
申込期間	５月１日～５月15日まで
掛金納入期限	７月１日
加入樹齢（令和6年度時点）	りんご：丸葉７年生・矮台３年生 ぶどう：２年生から
共済価額	細区分ごと樹齢区分ごと 標準収穫量×kg当たり価額×樹齢区分別換算係数※

※標準収穫量は、園地条件、肥培管理、樹体の損傷状況等を現地にて確認のうえ補正されます。
※樹齢区分別換算係数とは、樹体の育成費用や将来の期待収益を加味した係数です。

りんご（一例）
樹齢11年～15年：6.2
16年～20年：6.7
21年～30年：6.9

ぶどう（一例）
樹齢11年～15年：5.0
16年～20年：5.1
21年～25年：4.0

共済価額例（りんごの場合）

標準収量表		引受本数（本）	標準収穫量（kg）	kg当たり価額（円）	標準収穫金額（円）	樹齢区分別換算係数	共済価額（円）
つがる（樹齢）	１本当たり収穫量（kg）						
８年生	24	5	120	185円	22,200	4.6	102,120
15年生	48	10	480		88,800	6.2	550,560
20年生	76	5	380		70,300	6.7	471,010
合計		20	980		181,300	―	1,123,690

共済金額（補償金額）	共済価額×40%～80%の範囲内で農家が選択

共済金額例

共済価額　1,123,690円　×　補償割合　80%　＝　898,000円（千円以下切り捨て）

共済掛金	共済金額×共済掛金率

共済掛金例

共済金額　898,000円　×　共済掛金率　1.94%　＝　17,421円

農家負担掛金等

共　済　掛　金　：　17,421円　-　国庫負担1÷2　8,710円　＝　8,711円①

賦　　課　　金　：　898,000円　×　0.2%　＝　1,796円②

農家負担掛金等：　①　＋　②　＝　10,507円

損害認定の対象となる損害	樹体の損傷の程度が10万円（共済価額の1/10が10万円に満たない場合は１/10の額）を超えた場合に対象となります。
損害の額の算定方法	樹齢区分別の果樹ごとの1本当たりの価額×全損換算本数※の合計

※全損換算本数とは…［樹齢区分別の損害程度別の本数×損害程度の割合］の合計

樹体被害は、すべての樹体が根元から折損した全損だけでなく、片枝になってしまった場合など損傷程度が異なるため、全損になった本数に換算します。

損傷程度	全損	分損				
		90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満
割合	100%	95%	85%	75%	65%	55%

例）８年生の樹体が１本全損、20年生の樹体が10本損害程度50%にて伐倒の場合

樹齢	損害程度	損傷程度の割合	全損換算本数
８年生	全損	100%	１本
20年生	50%以上60%未満	55%	5.5本

￥ 共済金の支払い

ご加入いただいた果実又は樹体に被害が発生した場合、以下の支払方法によって
共済金をお支払いいたします。

収穫共済

共済金＝共済金額×支払割合

支払割合は、損害割合（減収量 ÷ 基準収穫量）に応じて計算されます。

例　全相殺減収方式　共済金額1,000,000円　損害割合50％
（共済金）380,000円＝（共済金額）1,000,000円×（支払割合）38％

支払割合算出方法

支払開始割合	共済金支払割合
1割	10÷9×損害割合－1÷9
2割	5÷4×損害割合－1÷4
3割	10÷7×損害割合－3÷7
4割	5÷3×損害割合－2÷3
5割	2×損害割合－1

損害割合ごと支払割合

区分		損害割合（％）								
		11	21	31	50	60	70	80	90	100
共済金支払割合（％）	半相殺減収総合方式	―	―	1	29	43	57	71	86	100
	全相殺減収方式	―	1	14	38	50	63	75	88	100
	地域インデックス	1	12	23	44	56	67	78	89	100

※半相殺減収総合方式30%、全相殺減収方式20%、
地域インデックス方式10%の支払開始割合で加入の場合

樹体共済

共済金＝共済金額×損害額の割合

（樹体の損害額/共済価額）

樹体の損害額計算方法

樹齢	損害程度	割合	全損換算本数	樹齢毎1本当たり価額	樹体の損害額
8年生	全損	100%	1本	20,424円	20,424円
20年生	50%以上60%未満	55%	5.5本	94,202円	518,111円

樹体の損害額の合計　538,535円…②

共済金計算方法　共済金額898,000円…①　損害額538,535円…②　共済価額1,123,690円…③

共済金額 ①	損害額 ②	共済価額 ③	損害額の割合 ④＝②÷③	共済金 ①×④
898,000	538,535	1,123,690	48%	431,040円

引受方式ごと補償額・掛金

りんご（10aあたり）

半相殺減収総合方式

加入区分	類区分	補償額	負担額（一般）	負担額（短縮）
第１区分	１類	183千円	5,728円	5,261円
	２類	179千円	6,892円	6,301円
	３類	227千円	8,796円	8,036円

全相殺減収方式

加入区分	類区分	補償額	負担額
第１区分	１類	183千円	5,490円
	２類	179千円	6,578円
	３類	227千円	8,399円
第２区分	４類	195千円	6,903円

地域インデックス方式

加入区分	類区分	補償額	負担額
第３区分	４類	250千円	2,775円

樹体共済

補償額	負担額
1,490千円	17,433円

※補償額は加入地域における平均10ａ当たり標準収穫金額（Ｒ５年産）に全相殺方式・半相殺方式は70%、地域インデックス方式は90%で算出
※樹体共済の樹齢区分別換算係数は平均樹齢の16年生から20年生の適用係数6.7を使用し算出。
※全相殺減収方式は1類から3類は出荷量調査及び青色申告調査、4類は白色申告書等による調査方式になります。

ぶどう（10aあたり）

全相殺減収方式

<table>
<tr><th>加入区分</th><th>類区分</th><th>補償額</th><th>負担額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１区分</td><td>１類</td><td rowspan="4">140千円</td><td rowspan="4">4,634円</td></tr>
<tr><td>２類</td></tr>
<tr><td>３類</td></tr>
<tr><td>第２区分</td><td>５類</td></tr>
</table>

災害収入共済方式

加入区分	類区分	補償額	負担額
第４区分	６類	160千円	3,976円

樹体共済

補償額	負担額
800千円	4,920円

※補償額は加入地域における平均10ａ当たり生産金額（200千円）に全相殺方式70%、災害収入共済方式は80%で算出。
※樹体共済の樹齢区分別換算係数は平均樹齢の11年生から15年生の適用係数5.0を使用し算出。

細区分ごとの品種およびkg当たり価額

りんご（10aあたり）

加入区分・類区分		細区分	主な品種	Ｒ７年産価額	Ｒ６年産価額	引受方式
第１区分	第３区分					
１類	４類	１群	つがる・あかね・きたかみ・さんさ　など	195円	185円	第１区分 ・全相殺減収方式（帳簿全相殺方式以外） ・半相殺減収総合方式（短縮・一般） 第３区分 ・地域インデックス方式
		２群	旭・未希ライフ・きおう	227円	203円	
２類		３群	おいらせ・涼香の季節・北斗・ひめかみ・紅将軍・昂林・弘前ふじ・レッドゴールド	201円	202円	
		４群	ハックナイン・紅玉・むつ・ノースクイーン・北紅・4-23・デリ系　など	164円	139円	
３類		５群	王林・ふじ　など	240円	250円	
		６群	ぐんま名月・あいかの香り・シナノゴールド	457円	428円	
第２区分 ４類		全品種		511円※	-	・全相殺減収方式（帳簿全相殺方式）

※半相殺減収総合短縮方式のみ令和６年産適用
※第２区分（帳簿全相殺方式）のkg当たり価額は、記載の価額を上限とし、本人の過去４か年の平均価額と記載価額のいずれか低い価額を使用します。

ぶどう（10aあたり）

加入区分	類区分	細区分	主な品種	Ｒ７年産価額	引受方式
第１区分	１類	１群	早生の品種	267円	・全相殺減収方式（帳簿全相殺方式以外）
	２類	２群	中生の品種	298円	
	３類	３群	晩生の品種	339円	
第２区分	５類	全品種		2,539円※	・全相殺減収方式（帳簿全相殺方式）

※第２区分（帳簿全相殺方式）のkg当たり価額は、記載の価額を上限とし、本人の過去４か年の平均価額と記載価額のいずれか低い価額を使用します。

注意事項
※必ずご確認ください。

損害通知（被害申告）

共済事故が発生した場合は速やかに事故発生通知をしてください。
損害通知（被害申告）がない場合は損害評価ができませんので十分注意して下さい。

注意事項　※必ずご確認ください。

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

① 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
② 加入者が損害防止のため特に必要な処置について組合の指示に従わなかったとき。
③ 加入者が事故発生通知または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
④ 加入者が加入している果樹を譲渡し、伐倒し、もしくは高接ぎしたことについての通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
⑤ 加入者が加入申込みの際、悪意または重大な過失によって次に掲げる事項等を通知せず、または不実の通知をしたとき。
　　ア．樹園地の所在地、面積、果樹の品種、栽培方法、樹齢別本数
　　イ．既に共済事故が発生している果樹があることまたはその事故の原因が生じている果樹があること。
⑥ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。

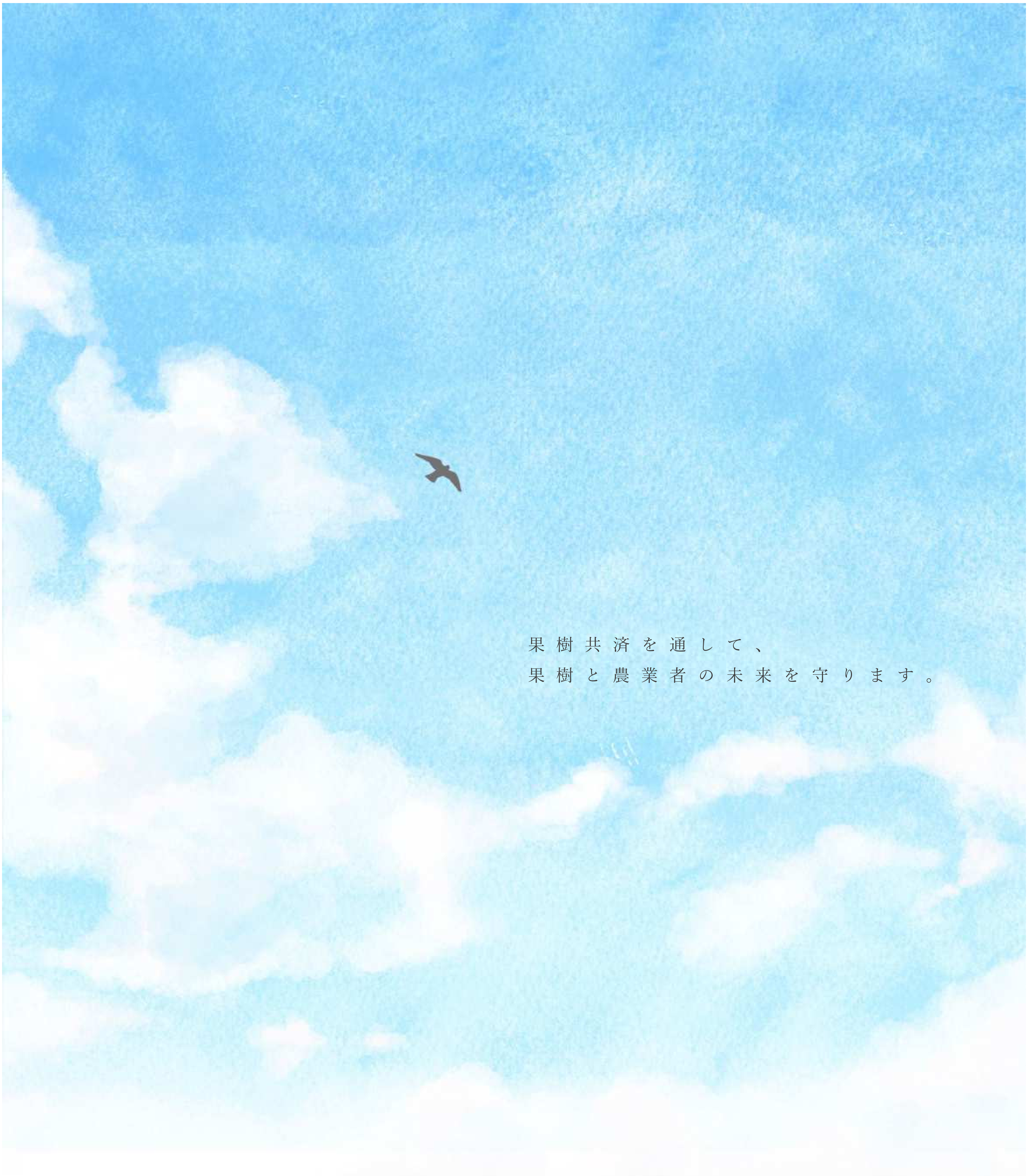

果樹共済を通して、
果樹と農業者の未来を守ります。

お問い合わせ
北海道農業共済組合　○○統括センター●●支所
住　　所：
電　　話：
担当携帯：　　　　　　　　（氏名）

NOSAI北海道の
果樹共済